



感対第841-1号  
令和7年1月24日

一般社団法人埼玉県医師会  
会長 金井 忠男 様

埼玉県保健医療部長 表 久仁和  
(公印省略)

麻しん患者の早期発見への協力について（依頼）

感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、令和6年10月から確認されていた麻しん患者については、同年11月1日を最後に確認されなくなったところです。

このたび、東京都等が、麻しん患者の発生について報道発表を行いました。

当該患者は、周囲に感染させる可能性のある期間、広範囲に行動しており、公共交通機関等で接触した人が県内にいる可能性があります。

つきましては、令和6年11月13日付け感対第640-1号で依頼しましたとおり、臨床症状や経過等から麻しんを疑った時は、まず、保健所に相談していただくとともに、遺伝子検査で必要となる検体の採取について御協力くださるようお願いいたします。

また、このことに係る貴会会員への周知につきまして、特段の御配慮をお願いいたします。

担 当：感染症対策課感染症担当  
電 話：048-830-7330

## 麻しん（はしか）患者の発生について

令和7年1月21日（火曜日）、都内で麻しん患者（検査診断例）の発生がありました。保健所において疫学調査を実施し、接触者の健康観察を実施しています。

また、患者の行動歴を確認したところ、周囲に感染させる可能性のある時期に下記のとおり不特定多数の人が利用する施設等を利用していたことが判明しましたのでお知らせします。

### 患者の概要

No.	性別	年齢	症状	海外渡航歴	ワクチン接種歴	発病日
1	男性	30代	発熱、咳、発疹	なし	なし	1月12日

### 患者が利用し、不特定多数の方と接触した可能性のある施設および公共交通機関

- 1月13日（月曜日）
  - 羽田空港第2ターミナル（1階到着ロビー、2階出発ロビー）  
（08時30分から11時00分頃）
  - 全日空0563便 羽田空港⇒高知空港  
（11時00分発 12時30分着）
- 1月15日（水曜日）
  - 全日空0538便 高松空港⇒羽田空港  
（17時30分発 18時50分着）
  - 羽田空港第2ターミナル（1階到着ロビー）  
（18時50分から19時35分頃）
  - 空港連絡バス（西武バス）所沢羽田線 羽田空港第2ターミナル⇒所沢駅東口  
（19時35分から21時10分頃）

※各施設および公共交通機関へのお問い合わせは御遠慮ください。

上記日時に当該施設を利用された方は、体調に注意し、麻しんを疑う症状（発熱、発疹、咳、鼻水、目の充血等）が現れた場合は、必ず事前に医療機関に連絡し、麻しんの疑いがあることを伝えてください。受診の際は公共交通機関の利用を控えて医療機関の指示に従って受診してください。

患者及び患者家族等の個人情報については、プライバシー保護の観点から本人等が特定されることのないよう、格段の御配慮をお願いいたします。

### 都民の皆様へ

- 麻しんは感染力がきわめて強い感染症で、感染すると約10日後に発熱や咳、鼻水といった風邪のような症状が現れ、2～3日熱が続いた後、39℃以上の高熱と発疹が出現すると言われています。
- 麻しんは予防接種で防げる病気であり、ワクチン接種は個人でできる有効な予防方法です。麻しんの定期予防接種（第1期：1歳児、第2期：小学校就学前の1年間）をまだ受けていない方は、かかりつけ医に相談し、早めに予防接種を受けましょう。  
[麻しんに関する基礎知識や予防接種及び相談について、詳細はこちら](#)



- 麻しんを疑う症状（発熱、発疹、咳、鼻水、目の充血等）が現れた場合は、必ず事前に医療機関へ連絡し、麻しんの疑いがあることを伝えてください。受診の際は公共交通機関の利用を控えて医療機関の指示に従って受診してください。

※参考

[麻しん（はしか）とは（PDF：208KB）](#)

問い合わせ先  
(患者発生に関すること)  
保健医療局感染症対策部防疫課  
電話 03-5320-4088  
(検査の技術的部分に関すること)  
東京都健康安全研究センター微生物部  
電話 03-3363-3231

---

[都の組織・メールアドレス](#)

[東京都公式SNS一覧](#)

[分野からさがす](#)

[イベントカレンダー](#)

[職員採用](#)

[あなたの声をお寄せください](#)

[入札・契約情報](#)

[様式ダウンロード](#)

東京都庁 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 [交通案内](#) 電話：03-5321-1111(代表) 法人番号：8000020130001

Copyright (C) 2000～ Tokyo Metropolitan Government. All Rights Reserved.

感対第640-1号  
令和6年11月13日

一般社団法人埼玉県医師会  
会長 金井 忠男 様

埼玉県保健医療部長 表 久仁和  
(公印省略)

### 麻疹疑い例における検体採取の協力について（依頼）

感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、令和6年10月以降、麻疹の患者が散発しております。麻疹は感染力が極めて高いことから、感染対策上、早期発見が重要です。

一方、麻疹を症状だけで診断することは困難であり、診断には検査を実施する必要があると認識しております。

県では、麻疹の診断を確定させるための遺伝子検査を行っておりますが、検査結果を評価するためには、適切なタイミングで採取した検体を確保する必要があります。

つきましては、臨床症状から麻疹を疑った時は、まず、保健所に相談していただくとともに、遺伝子検査で必要となる検体の確保に御協力くださるようお願いいたします。

また、このことに係る貴会会員への周知につきまして、特段の御配慮をお願いいたします。

### 記

#### 1 検体採取時期

##### (1) 遺伝子検査

診断後すぐ（発疹出現後7日以内）

##### (2) 麻疹特異的IgM抗体検査（ELISA法）

発疹出現後4～28日

#### 2 参考情報

##### (1) 医師による麻疹届出ガイドライン 第五版（国立感染症研究所ホームページ）

[https://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/disease/measles/guideline/guideline03\\_20160309.pdf](https://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/disease/measles/guideline/guideline03_20160309.pdf)

##### (2) 麻疹に関する特定感染症予防指針（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000503060.pdf>

担 当：感染症対策課感染症担当

電 話：048-830-7330